

議事日程(第3号)

平成26年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第56号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第57号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第58号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第59号 須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第60号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第61号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第62号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第63号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第64号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第65号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第66号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第67号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第68号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第69号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第70号 平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 請 願 手話言語法制制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第17 委員会 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 委員会 委員会の閉会中の所管事務調査及び委員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第56号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 2	議案第 57 号	須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 58 号	須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 4	議案第 59 号	須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
日程第 5	議案第 60 号	須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 61 号	須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 62 号	須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 63 号	須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 64 号	須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 65 号	須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 66 号	平成 26 年度須恵町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 12	議案第 67 号	平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 13	議案第 68 号	平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 14	議案第 69 号	平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 15	議案第 70 号	平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 16	請 願	手話言語法制制定を求める意見書の提出を求める請願書
日程第 17		委員会の閉会中の継続調査について
日程第 18		委員会の閉会中の所管事務調査及び委員の派遣について

出席議員 (14名)

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 猪 谷 繁 幸	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 主任主事 白水 誠

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	平松 秀一
教育長・・・・・・・・・・	安河内 文彦	教育次長・・・・・・・・・・	印藤 勝人
理事(事業統括)・・・・・	安川 敏幸		
総務課長・・・・・・・・・・	今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・・・・・	吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・・・	満行 誠	税務課長・・・・・・・・・・	櫻木 幹夫
健康福祉課長・・・・・・・・	畑江 達也	都市整備課長・・・・・・・・	安河内 久人
地域振興課長・・・・・・・・	安河内 隆	都市整備課付課長・・・・・	百田 剛
上下水道課長・・・・・・・・	石井 浩二	子ども教育課長・・・・・・・・	稲永 修司
出納課長・・・・・・・・・・	大塚 信夫		
総務課課長補佐・・・・・	平山 幸治	監査委員・・・・・・・・・・	百田 清二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

日程第1. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書は1ページから23ページです。

提案理由として、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

概要としては、背景には、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度である子ども・子育て支援新制度が創設されます。

本制度は、従来、異なる財源であった幼稚園と保育所の財源を一元化することや地域型保育事業を創設するなど、子ども・子育て支援の実施主体を市町村とし、一層の充実を図るものです。

目的として、この制度は利用者が一定の基準に基づく教育、保育の提供を受ける場合に、その費用の一部に対する給付を受けることができる仕組みです。

この給付の対象となる基準は、1、保護者が支給認定を受けていること、2、施設事業者が事業として教育・保育の提供を求められる認可基準を厳守していること、施設型給付である保育所、幼稚園、認定こども園は福岡県の基準、地域型保育給付である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業は須恵町の基準となります。

3、施設事業が町からの財政支援である教育、保育給付の対象となるための基準、この基準を定める条例が議案第56号ですが、この基準を厳守していることの3点となり、全て満たすことが必要です。

内容としては、子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定めるものですが、条例で定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌するものです。

1、利用定員では、利用定員の設定に関することや定員の遵守に関すること。

2、利用開始に伴う基準では、利用開始時に内容、手続の説明及び同意を得る事項に関すること、応諾義務や利用定員を超過する場合の取り扱いに関すること、保育者が申請をした支給認定

証の確認や支給認定の援助に関すること。

3、教育・保育の提供に伴う基準では、幼稚園教育要綱や保育所保育指針にのっとり教育・保育の提供に関すること、子供の心身の状況の把握や適切な処遇に関すること、地域型保育事業について連携施設と連携内容に関すること、利用者負担の徴収に関すること、地域型保育事業について連携施設と連携内容に関すること、利用者負担の徴収に関すること、その他、不正受給の防止の扱い等です。

4、管理運営等に関する基準では、施設の目的、運営方針と運営規定の策定、提示に関すること、秘密保持、個人情報保護、苦情処理、事故対応に関すること、提供する教育、保育の質に関する評価、その公表による改善に関すること、会計処理、記録の整備に関することが定められています。

施行日は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものです。

質疑として、幼稚園新制度導入以降の保育料未納の心配については、現在も未納はなく、金額は現在と余り支払い額が変わらないように4,000円ほどに設定するとのことでした。

問い、病児保育については、現在、宇美、志免と合同でおかベクリニックに委託、実施しており、月平均五、六人が利用しています。

問い、病院との連携については、利用者が事前におかベクリニックに登録し、看護師の配置等があるので、基本は前日までに申し込んで利用できます。緊急時は当日の朝の連絡で昼から利用できるとのことでした。

問い、ぜんそくなどの持病のある子供についての幼稚園、保育園への連絡については、事前に持病登録し、保護者と連携しているとのことでした。

問い、保育士の資格を持っていて働いていない人の把握については、町内に何人いるかは把握していないが、把握していて、働いていない人には働いてもらえるように声かけをしている。今後も潜在保育士の掘り起こしを行っていくそうです。

問い、家庭内保育実施について検討は、申請があり基準をクリアしていれば対象になるが、今のところ問い合わせがないとのことでした。広報等での募集は行わないのかの質疑に対しては、条例が可決すれば基準の決定については広報できるが、募集についてはまだ考えていない、施行前なので少し様子を見て、待機児童の解消が余り見られないようなら、地域型保育事業者を募集するなど、今後の検討課題ですとのことでした。

問い、保育士の資格を持たない家庭的保育者の講習等については、まだプログラム案しか出ていないが、講習と実習の案が出ているそうです。

問い、保育士の待遇については、他町では臨時嘱託の保育士は3カ月、1年でやめないといけない、再雇用もないが、須恵町では幼稚園、保育士の契約期間は1年で、その後も早目に確認を

とり、継続して働けるので、給料は少し安くてもボーナスもあり、生活が安定し、好条件であるとのことでした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書は24ページから41ページです。

提案理由として、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

概要の内容としては、児童福祉法第34条の16に基づき、家庭的保育事業等の整備及び運営について条例で定めるものですが、条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌するものです。

本町では従うべき基準に職員の資格、職員数、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものがあります。または、参酌すべき基準にその他の事項があり、ともに国の基準のとおりになっています。

施行日は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律の施行の日です。

質疑として、家庭的保育事業の設備基準の部屋の面積についてはの問いに、専用の部屋の面積

は9.9平方メートルで、3人を超える場合は1人につき3.3平方メートルを加えた面積とのことです。

問い、家庭的保育事業者が風邪などで預かれないときの対応は、許可をする段階でどのような対応をとるかを聞き、補助員をつけるなど努力義務として指導するとのことですか。

問い、事故等の心配があるが、どのような指導をするのか。認可した新制度で町が立ち入り調査や現場指導、事務指導など随時監査等を厳しくやっていくとのことですか。

問い、居宅訪問型保育事業では、障害、持病のある乳幼児を保育するが、医療の資格は要らないのか。第40条にあるように、障害、疾病の状態に応じ、適切な専門的な支援が受けられるようあらかじめ連携する障害児入所施設、その他の町が指定する施設を確保することになっているので、医療資格は要らないとのことですか。

問い、居宅訪問型保育事業を積極的に進めるのではなく、町立の園でカバーするほうがいいのでは、子供の面接を実施し、町立で受け入れができるか、介助員、補助員がつけば可能かなど判断し、なるべく町立で受け入れるが、スロープ、トイレ等の設備で受け入れ不可能な場合があるとのことですか。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 今、委員長の報告は賛成ということでございましたけれども、その中でどういう質疑が出たか御質問しますけれども、我が町には今待機児童がゼロになる仕組みを次またアザレア幼児園等を考えていますけれども、非常にこれ、待機児童がなくなる逃げ道ではないですけど、いい方案ではあるんですが、もう少し虐待とか、今世の中いろいろ何ですかね、ネットで子供を預けて殺害されたり、いろんなことがあるわけです。ガラス張り、見えないところが出てくるわけですが、この法律に対してはいいことだと思うんですが、そこら辺のもっと具体的にそういう意見はなかったのか。

それと町長、保育士、保育士の免許を持った人、また町長が経験があつて、それ認める人と書いてありますが、そこら辺もどこまで認めるものなのか。誰でもかれでもちゃいかんやろうけど、そこら辺の討議はなかったのか。また、みずからその保育の、保育所の家庭的保育事業者等を、質の評価を常に改善を図らないと、その評価する人は誰がするのか、そこら辺まで細かいことまでやってないと、町が認定することになりますから町の責任になりますので、もし事故があつた場合、そこら辺の、もう具体的に私は条文に入れられないかなと思っていますので、そういうのが委員会で討議がされたものか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三角 良人） 今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 多分言われているのは、地域型保育の部分だと思います。その中でも多分家庭的保育の部分かなと思いますが、この件に対しては、議案56号のときに、最初に保育士の資格は必要じゃないのかというような話の中で、条例では家庭的保育について、子育て支援会議の中で、保育士の資格が必要ではないかの検討がありましたが、一定の研修、勉強しておられる方、保育の従事の実験があればいいとなっていて、必ずしも資格を求めず、待機児童をなくすということの、なくすという、門戸を広げるということで、行政としては保育士に限定するとこの事業ができなくなるのではということと理解を求めていますという最初の説明がございました。

それで、どのような防止方法をとるのかということで、これは行政が監視を厳しく行っていくと、規定については中に規定されているとおり、監視義務、監視もできますし、立ち入り調査もできるようになっております。それをその都度指導していくということでございました。

そのようなことの内容の話がありまして、待機につながらない、話がありまして、これは現在は待機児童というのはおりますが、アザレア幼稚園が新しく新設されますと、待機の数も減るだろうということを想定されまして、一応、要綱等は条例が通りましたら載せませんが、ホームページのほうに。募集はまだ行わないと、待機の状況をその後見まして募集を行うかどうかを決定して、実施するかどうかはまだ決めていないという内容の話がございました。

一応委員会ではそのような内容でございますが、子ども教育課長のほうから補足する面がありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（三角 良人） 稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 虐待等の防止につきましては、そこそこの施設の中での認可基準の中で虐待の防止、禁止という条項を設けております。

それから、運営方法の評価とか、第三者評価を求めていますので、そういった外部の評価をして、それを公表しなさいということになりますので、そういったところでの外部の目、監視の目等も得られるのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 質問がね、今第三、外部の評価って言ったろうが、それはどんなふうにするかという質問やった。人をどんなふうを選ぶかという話。

○子ども教育課長（稲永 修司） 失礼しました。第三者評価の、そういった評価をする業者さん、いわゆるコンサルタントのような業者もおりますし、また学校におきましては評価委員とか、地域のですね。そういった方も、そういった制度もございますので、そういった制度になろうかと。業者になるか、あるいは地域の人、方々も入れてということになろうかと存じますが。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） この条文見ますと、責任がほとんど町に来るわけですね、この家庭的保育につきましては。だから、そこら辺の保険、また何かあった場合は非常に須恵町のイメージをなくするような、市町村、国が決めて、市町村、都道府県が今度は下に、市町村にするわけでございますけど、県の場合は5年に1回策定見直しとか書いてある。恐らく市町村もそうだと思いますけども、細かいとこまでしとかんと、非常にこれ大きな事件にかかわる感もありますし、待機児童の解消には物すごくいいと思います。

また、定年退職して、保育所の園長さんたちが今定年してありますよね、65過ぎた、してませんが、その人たちもなれてますから、その人たちに待機児童預かってもらおうと、もう待機児童ゼロになると思います。そこらよく、この条文を見直してもらってそこら辺もう少し検討してもらいたいと思います。

さっきの私が言いました町長が認める、経験を有する、第23条2項でございますけども、下記のほうですが、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の括弧のいずれも該当する者としていますが、町長が認める者と、保育士の免許を持たなくてもできるということですよ、これは。そこら辺の書面だけの見きわめじゃなくて、ちゃんと経験のある勤めた人、今まで、そういう人を指すんでしょうか。

○議長（三角 良人） 今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 資格につきましては、一応資格は持たない方でも可能ということでございますが、まだ支援事業会議の中で内容等は正式には決定していないということでしたが、一応何日間の講習と、それから体験といいますか、各園とかに入っていて、日程はまだ決定しておりませんが、ずっと講習をしていきたいというような内容の案は今のところ出ているそうでございます。

話の中で、やはり門戸を広げるということで、例えば保育士の資格を持った方でも、外では働けないけれども、家でなら預かれるというような方もおられるというので、そういう方の掘り起こしにもつながるんじゃないかろうかというような内容の話は出ておりました、委員会の中で。

それから、先ほども申しましたように、待機児童につながるということで、この議案は国の基準に従って出しておりますが、須恵町としてはまだ要綱のみを載せて、アザレアの新築の待機児童解消の状況を見て、それから実施するかどうか、募集をするかどうかの判断をしていきたいということでございます。

それから、保険に関しましては、事業者または町のほうで、どちらが掛けるかわかりませんが、事故が起こったときの対応等がありますので、保険は掛けていくとのことでございます。

あと、済ませません、子ども教育課長、追加のものがございましたら。

○議長（三角 良人） 補足あります、ないですね。いいですか。松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 今のアザレアが、保育所ができてからということですが、その間にもう少し見てもらって、今日意見、文教厚生委員会でもあったように、そういう意見が出ていることもあるし、私ももう少し見直してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願ひます。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書は42ページから48ページです。

提案理由として、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

概要では、児童福祉法第の改正に伴い、町が放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを実施する責任が明確化され、その設備及び運営の基準について、国の定める基準を踏まえて、町が条例により定めることとされました。については、厚生労働省令に定められた基準に従い、または参酌し、条例を制定するものです。

内容の条例により定める主な基準では、1、厚生労働省令に定められた従うべき基準としては、職員に関する基準、従事する者、職員数を第10条に規定され、事業に係る指導員を放課後児童支援員とし、資格要綱を定めます。放課後児童支援員の配置基準は、支援の単位ごとに2人以上とするが、うち1人は補助員をもってかえることができるものとするものと定めるものです。

2番に、厚生労働省令に定められた参酌すべき基準としては、職員に関する基準、児童の集団の規模を第10条に規定し、一つの支援の単位、児童の集団の規模はおおむね40人以下と定めます。設備に関する基準、面積を第9条に規定し、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルと定めます。運営に関する基準、開所時間及び開所日等を第18条に規定し、授業の休業日は1日につき8時間以上、授業のある平日は1日3時間以上と定めます。開所日は1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに定めます。このほか、秘密保護等を第16条に、保護者との連絡を第19条に、事故発生時の対応を第21条になどについて定めるものです。

次に、児童福祉法、子ども・子育て支援法の放課後児童健全育成事業の改正事項についてですが、設置及び運営の基準では、現行では特段の定めなしと定められておりますが、法改正後は国が政令で基準を定め、市町村が条例を制定するとなっております。従うべき基準として、従事する者及び職員数、参酌すべき基準として施設開所日数、時間等です。

市町村の関与については、現行では都道府県知事に届け出、開始後1カ月以内に事後の届け出となっておりますが、改正後は市町村長に届け出、事業開始前に事前の届け出が必要となります。

市町村の情報収集については、現行では子育て支援事業に関し必要な情報の提供を求めています。計画等に関しては、現行では市町村行動計画の策定、総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務となっておりますが、改正後は市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定、総合的かつ計画的に事業を実施する責務となっております。

対象児童では、現行、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者となっておりますが、改正後は小学校に就学している児童6年生までです。子ども・子育て支援事業に関し必要な情報の提供も求められております。

施行日は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日です。

質疑としまして、以前、委員会で出していた3つの小学校、学童保育の基本部分の統一はどうかという問いに対して、保護者会運営などで従来どおり運営しやすいように保護者会と協議の上、詳細な運営規定を検討するとのことでした。

問い、規定の最低ラインは、議案書46ページの第14条の運営規定を事業者は要綱に定められなければならないとのことでした。

一小の学童保育所で何人まで見られるのか、保育室の広さはどの問いに関しては、75人定員で運営している。保育室が127平方メートル、延べ床面積が152平方メートルで、76人は入る広さですということでした。

問い、3校の学童保育所の児童と先生の人数は、一小が児童25人、二小が児童85人、先生6人、三小が児童37人、先生5人です。ただし先生は常勤と非常勤の数です。先生は児童40人に2人ついています。資格を持っていない指導員は今後講習を受けてもらうそうです。

問い、13条規定の医薬品は備えられているのか、救急箱等の軽微な医薬品が備えてあるとのことです。

問い、13条2の感染症、食中毒についての対応は、手洗い、うがいの励行、手のアルコール消毒などで対応しています。

問い、おやつを学童保育室でつくって出しているところはあるのか。一小が出しています。食中毒の関係で保育所等の指導があるので、今後は協議し、市販のおやつへの検討をしていくとのことです。

問い、20条の関連機関との連携について、連携協議会の立ち上げは3項の運営規定をつくる上で意見を聞き前向きに検討するとのことでした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書49ページ、提案理由として、子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定めるため当該条例を制定するものです。

50ページ、条例の趣旨は、子育て支援法の第20条の規定に基づき、保育の必要性の基準、その他支給認定に関し必要な事項を国の基準を踏まえて条例に定めるものです。第3条で保育の

必要性の基準を小学校就学前、子供のうち保育を必要とする子供として町長が判定する基準を就労事由の保護者の状態により1から12までに定め、保育の必要性の基準のうち、就労の基準の下限を一月64時間以上と定めています。

51ページ、2項で保育を必要とする子供のうち、町長が保育の必要性の基準を調整できる事由を定めています。第4条、保育の必要性の区分で、保育の必要量を定め、1号の保育標準時間で1日11時間、月平均275時間まで、2号の保育短時間で1日8時間まで、月平均200時間までと定めています。第5条は優先保育の基準を定め、保育を必要とする子供のうち、優先的に保育を行う必要があるものとして町長が判定する基準をひとり親家庭であること、社会的養護が必要であること等の当該子供の状態が1号から9号に定めてあります。

52ページ、第6条は、必要な事項は別に定めるとしています。

附則として、1、この条例は法の施行の日から施行する。2、この条例は法の施行の日以降に保育を受ける小学校就学前子供の支給認定について適応する。

質疑として、求職活動を継続的に行っていれば保育の対象になるかということに対し、対象になるが、実際には待機児童が多い状況では受け入れが難しいとのことでした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告です。議案書は53ページからとなっています。

本改正は軽自動車税の納期を自動車税の納期にあわせるもので、55ページの新旧対照表のとおり、6月1日から同月30日までの納期を、一月繰り上げて5月1日から同月末日までとし

ます。これは発送を他と抱き合わせることによる経費の節減が目的であったというのですが、その必要がなくなったということでございます。納期のずれは近隣市町で当町だけになっているということです。

54ページ、附則といたしまして、この条例は車検等の証明に係る理由から、1年において平成28年4月1日から施行します。委員会は全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書56ページをお開きください。

提案理由として、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

58ページ、新旧対照表をごらんください。第3条第1項第5号中、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものです。

内容としては、ひとり親家庭への支援、施策の強化を図るもので、父子家庭への支援拡大を図るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。59ページをお開きください。

提案理由として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布され、また児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布されたことに伴い当該条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

61ページ、新旧対照表をお願いします。今回の改正は本条例中に引用した2つの法律について、改正後の法律の名称及びその条項に定められています。

対象者第3条第2項第2号は、新たに特定配偶者が追加されたことにより、引用している法律名が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたものです。

障害者施設等に入所した場合の特例第13条第2項は、引用している児童福祉法第6条の2に新たに別の規定が設けられたことから、改正前第6条の2が第6条の2の2に繰り下げられたとともに、指定医療機関を指定発達支援医療機関に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。ただし、第13条第2項の改正規定は平成27年1月1日から施行する。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書62ページをお開きください。

提案理由として、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたためです。

64ページの新旧対照表をごらんください。今回の改正は本条例中に引用した2つの法律について、改正後の法律の名称及びその条項に定められています。

第2条中第1号については、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、以下、配偶者のない女子というのを削ります。この法律の改正では、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充が図られています。同条第2項については、父子家庭の父の定義規定が改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法6条の第2項に加えられましたので、改正後、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子に改めます。第3条第2項第2号は、改正前の法律名が改正後のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書65ページをお開きください。

提案理由として、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定に伴い、保育の必要性の認定に関する基準が定められたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

議案第59号で、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例が制定されますと、従来、入所措置基準を定めていた須恵町保育の実施に関する条例第2条と重複することになるため、条例の一部を改正するものです。

67ページ、新旧対照表をごらんください。第2条を削り、条文を繰り上げます。第5条中第2条の規定によりを削り、第4条とします。

68ページ、第6条を第5条とし、第7条を第6条に、第8条と第7条とします。第9条第1号中第2条を須恵町保育の必要性の認定に係る基準を定める条例第3条に改め、同条第2号中第4条を第3条に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とします。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書69ページをお開きください。

提案理由としまして、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額42万円を維持するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

71ページ、新旧対照表をごらんください。出産育児一時金の第4条第1項中、39万円を40万4,000円に改めます。従来出産育児一時金39万円に医療機関が負担している産科医療補償制度掛金の3万円を加算して42万円を支給していました。今回この掛金の加算額3万円が来年から1万6,000円に引き下げられ、出産育児一時金と掛金の合計額が40万4,000円となるため、出産育児一時金の39万円を1万6,000円引き上げ、掛金1万4,000円を加算し、支給合計額の42万円を維持するものです。

附則としまして、施行期日第1条、この条例は平成27年1月1日から施行する。経過措置第2条、施行日前に出産した被保険者に係る須恵町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。再開を11時

10分とします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第66号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第66号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。別冊補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,979万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,573万4,000円とする。2、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表地方債の補正による。債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3条、債務負担行為の補正による。

歳入の主なものは13款障害者自立支援医療費の国庫負担金500万円、がんばる地域交付金630万7,000円、14款国民健康保険県負担金1,177万円、農地台帳システム整備事業費県補助金324万円、県知事県議一般選挙事務費委託料、委託金436万円、18款前年度繰越金5,572万5,000円、20款町債は臨時財政対策債429万7,000円の増額補正です。

歳出の主なものは、2款自治体クラウドサービスの準備金1,355万9,000円、来年4月の統一地方選挙に係る費用608万5,000円、3款国民健康保険特別会計への繰出金1,921万3,000円、後期高齢者医療費383万6,000円、障害者自立支援医療費1,000万円、4款ごみ袋製作費859万1,000円、6款農地整備委託料380万円、転作補助金364万9,000円、10款類似公民館等施設整備費補助金572万3,000円、文化会館修繕費208万4,000円、11款林業施設災害復旧工事請負金300万円の増額補正です。

5ページ、第2表地方債補正の変更です。財政、臨時財政対策債、限度額の4億600万円が限度額4億1,029万7,000円に変更になり、429万7,000円の追加となります。そ

のほかは変更ありません。

6 ページ、第 3 表債務負担行為補正の追加です。コミュニティバス運行事業、期間が平成 27 年から平成 29 年度までの 3 カ年で、限度額 3,750 万円です。コミュニティバス運行開始から 3 年が経過し、引き続き契約を行うものです。

質疑として、木造戸建て住宅耐震改修補助金について、れいんぼ一幼児園落雷の被害状況について、高齢者肺炎球菌予防接種について、歩道用未登記処理の場所について、悪臭測定業務の追加について、スクールカウンセラー報酬について、若杉の森電気設備の落雷の件について、類似公民館施設整備補助金について、議会集合写真についてなどがありました。

また、討論の中で、本年度も残り 3 カ月なので来年度に回せないか等の検討を行い、当初予算に上げられるものは補正を安易に組むのではなく、時期や必要性を考え補正を組んでいただきたいとの意見が出ています。

以上、審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 66 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 66 号平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 67 号

○議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 67 号平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 67 号平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書 27 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,706 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 9,676 万 2,000 円とする。今回の補正は主に前年度決算による繰越金や国庫負担金等及び支援金、納付金の確定による補正です。

30 ページ、歳入ですが、3 款国庫支出金は 7,000 円の減額で、1 項国庫負担金 2 項国庫

補助金ともに減額になっています。これは歳出の3款後期高齢者支援金、6款介護納付金の財源補正です。4款療養給付費交付金2,341万円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知によるものです。8款繰入金1,921万円は、一般会計繰入金183万5,000円と11月に交付申請した保険基盤安定繰入金の増額です。国県補助4分の3を財源として一般会計から国保会計へ繰り出されているものです。

32ページ、9款繰越金444万7,000円は、25年度決算収支による繰越金です。

34ページ、歳出ですが、1款総務費8,000円、2款保険給付費739万6,000円は、普通旅費及び退職被保険者高額療養費が当初の予算を上回る額となったための補正です。3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、36ページの6款介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による補正です。9款諸支出金は前年度に交付を受けた国庫負担金等を精算した結果、過大に交付となった国庫負担金等償還金3,955万5,000円と保険税の過誤納還付金加算金の10万円の補正です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第67号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書38ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,544万2,000円とするものです。今回の主な補正は、4月、5月の出納整理期間に納められた保険料及び広域連合へ納める保険料です。

41ページ、歳入ですが、3款繰入金45万2,000円の減額は、事務費繰入金77万7,000円の減額と保険基盤安定繰入金32万5,000円の増額です。4款繰越金1,300万7,000円は前年度繰越金82万7,000円と前年度の出納整理期間に納められた前年度保険料繰越金1,218万円です。

43ページ、歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合給付金1,250万5,000円は、歳入の4款の前年度保険料繰越金を広域連合へ支出する負担金の補正です。3款諸支出金5万円は、保険料の過誤納還付加算金の補正で24人分です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第69号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第69号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の報告です。別紙、補正予算書45ページです。

平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,095万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,309万3,000円とする。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

48ページでございます、第2表地方債補正、1、変更、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前限度額3億1,850万円を変更後限度額2億9,330万円に、2,520万円の減額です。国庫補助の確定によるものでございます。資本費平準化債公共下水道分、変更前限度額6,770万円を変更後限度額6,270万円に500万円の減額です。また、

資本費平準化債流域下水道分、変更前限度額 2,450 万円を変更後限度額 2,410 万円に、40 万円の減額で、以下、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

49 ページ、事項別明細の歳入でございますが、3 款は国庫補助金の確定による減です。昨年度同様に要望額の 75% の交付となっており、さらなる整備のおくれが懸念されています。5 款は、これに伴う一般会計繰り出しの減額、以下、確定による補正です。なお、8 款町債は、第 2 表地方債補正に相当する減額補正となっています。

51 ページ、歳出です。1 款 1 項 1 目 8 節では、報奨金の増でございます。2 款 1 項 1 目 1 3 節は落札残です。1 5 節工事費 650 万円の減額が今回の（「6,500 万円」と呼ぶ声あり）ごめんなさい。6,500 万円の減額が今回の主たるものとなっています。

質疑も出ましたが、要望の 75% の補助率で管渠築造工事、大島原地区が 675.1 メートル、上須恵地区が 224.2 メートル、乙植木地区 433.9 メートル、甲植木地区 393.9 メートルの合計 1,727.1 メートルが先送りとなり、次年度優先して施工します。3 款公債費は利子の確定による減額です。

委員会、全員賛成で可決です。以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 69 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 69 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 69 号平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 70 号

○議長（三角 良人） 日程第 15、議案第 70 号平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 70 号平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、総務建設産業委員会の報告です。別紙、補正予算書 53 ページでございます。

第 1 条、平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

54ページです。1款1項1目1節の委託料では、企業団からの受水量増加を見越し、ろ過砂の入れかえ回数を10回から5回に減じていたものを1回分ふやしています。以下は微調整となっています。

委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第70号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 請願

○議長（三角 良人） 日程第16、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

請願者は篠栗町大字尾仲549の3、粕屋地区聴覚障害者協会会長中川久美男氏です。

請願の要旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を国に求めるものでございます。

これに関しましては、審査の内容としまして、2006年12月に採択された国連の障害者権利条例には、手話は言語であることが明記されております。そして、須恵町では聴覚障害者手帳交付者99名がおられます。また、共生のまちづくりの中に手話の会ひなたぼっこ9人が活動しております。町の委託事業として糟屋郡の1市7町で手話の養成講座も開かれております。

このようなことを考えると、手話を使う聾啞者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段との考えから、文教厚生委員会、全員賛成で採択としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、本請願について採決に入ります。本意見書に対する委員長の報告は採択です。よって、本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、採択することに決定しました。

日程第17. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第18. 委員会の閉会中の所管事務調査及び委員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第18、委員会の閉会中の所管事務調査及び委員の派遣についてを議題とします。

委員長より会議規則第69条の規定により、次のとおり閉会中の所管事務調査及び委員の派遣の申し出がっております。総務建設産業委員会より福岡地区水道企業団施設調査について、委員長申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び委員の派遣とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び委員の派遣に付することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会に御集合願います。会議を閉じます。平成26年第4回定例会を閉会します。

午前11時36分閉会
